

春日井市 × 住宅金融支援機構

# マイホーム取得を応援します!

地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などの財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げます。

住宅取得  
支援補助金

【フラット35】  
地域連携型

【フラット35】の借入金利から

当初5年間

年▲0.25%

連携

春日井市

住宅金融支援機構



詳しくはホームページへ!

フラット35 地方

検索

[www.flat35.com](http://www.flat35.com)



住宅金融支援機構  
Japan Housing Finance Agency

お客さまコールセンター 0120-0860-35 (通話無料)

営業時間:9:00~17:00 (祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)

ご利用いただけない場合は、048-615-0420へ (有料)

地方公共団体とともに子育て世帯や地方移住者等の住宅取得を応援

## 【フラット35】地域連携型

子育て世帯や地方移住者等に対する積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などの財政的支援と合わせて、【フラット35】の借入金利を当初一定期間引き下げるメニューです。子育て世帯や地方移住者等の住宅取得を応援します。

※地方公共団体による移住支援金の交付と併せて【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる【フラット35】地方移住支援型があります。

補助事業名	お問い合わせ先
春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金	まちづくり推進部 住宅政策課 0568-85-6572
春日井市空き家購入等融資利子補給補助金 (購入に限る)	

【フラット35】地域連携型をご利用の際は、上記補助事業の最新の受付状況を、地方公共団体にご確認ください。

## 【フラット35】Sと併用できます！

【フラット35】Sとは、長期優良住宅など、質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を金利Aプランは当初10年間、金利Bプランは当初5年間、年0.25%引き下げる制度です。

【フラット35】S (金利Aプラン) + 【フラット35】地域連携型 → 当初5年間 年 ▲0.5%  
6年目から10年目まで 年 ▲0.25%

【フラット35】S (金利Bプラン) + 【フラット35】地域連携型 → 当初5年間 年 ▲0.5%

たとえば借入額3,000万円なら、【フラット35】より総返済額が、

【フラット35】S + 【フラット35】地域連携型  
(金利Aプラン)

約110万円お得！

【フラット35】S + 【フラット35】地域連携型  
(金利Bプラン)

約77万円お得！

【フラット35】地域連携型

約38万円お得！

(※) 試算結果の数値は概算です。

【試算の前提条件】

借入額3,000万円（融資率9割以下）、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.35%（2021年3月において借入期間21年以上35年以下、融資率9割以下、新機構団信付き金利で取扱金融機関が提供する最も多い【フラット35（買取型）】の金利）の場合

《借入に当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利の住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下（1万円単位）で、建設費または購入価額（非住居部分に係るものを除きます。）以内となります。また、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●融資手数料は、お客さまの負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35（買取型）】では、借入期間（20年以下・21年以上）、融資率（9割以下・9割超）、加入する団体信用生命保険の種類などに応じて、借入金利が異なります（【フラット35（保証型）】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。）。借入金利は取扱金融機関により異なります。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性などをより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さまの負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●借入対象となる住宅およびその敷地に【フラット35（買取型）】では住宅金融支援機構、【フラット35（保証型）】では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用（登録免許税、司法書士報酬など）は、お客さまの負担となります。●【フラット35（買取型）】では、借入対象となる住宅について、火災保険（損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済）に加入していただきます（【フラット35（保証型）】は取扱金融機関によって取扱が異なります。）。火災保険料は、お客さまの負担となります。●健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35（買取型）】はご利用いただけます（【フラット35（保証型）】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。）。●【フラット35】地域連携型、【フラット35】地方移住支援型および、【フラット35】Sは、借換融資には利用できません。【フラット35】地域連携型および【フラット35】地方移住支援型と【フラット35】リノベは併用できます（【フラット35（保証型）】は取扱金融機関によって取扱が異なります。）。●説明書（パンフレットなど）は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。【フラット35】地域連携型、【フラット35】Sには予算金額がおり、予算金額に達する見込みとならない場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。

⚠️ 【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。

2021年5月現在